

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届

平成 年 月 日

帳票種別

32010

記入者
助成金支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称	所在地	〒
	電話番号		()
2 対象労働者	2. 事業所番号	3. 求人申込日	4. 賃金締切日
	6. FAX番号 (左詰めで記入してください。)	平成 年 月 日	毎月 日
3 職業紹介事業者	7. (被保険者番号)		
	8. (支給番号)		
4 職業安定所記載欄	9. 氏名(漢字)		
	※被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場合		
5 職業安定所記載欄	10. 氏名(カナ)	11. 性別	12. 生年月日(元号一年月日)
	13. 求職申込日	14. 紹介年月日	15. 雇入年月日
6 職業安定所記載欄	16. 対象労働者種別		
	17. 通知不要		
7 職業安定所記載欄	18. 就職促進手当等受給の有無		
	19. 職場適応訓練費の受給の有無		
8 職業安定所記載欄	20. 紹介事業者の種類		
	21. 備考		
9 職業安定所記載欄	22. 許可番号		
	23. 職業紹介事業者名称		
10 職業安定所記載欄	24. (続き)		
	25. 同意書提出日	26. 職業安定局長の定める項目に同意する期間	

先に提出した「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」の「職業安定局長の定める項目」の第1の口に基づき、以下のとおり誤りのない旨届け出ます。
なお、雇用関係給付金事務取扱手引のⅠの4及びⅡの4に基づく要件の周知を行ったものであることをあわせて届け出ます。

平成 年 月 日
職業紹介事業者 所在地
労働局長 電話番号
名称
公共職業安定所長 氏名 印

職業紹介の許可又は届出に係る事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。代表者氏名については、記名押印又は署名で記入すること。

(注意)

- 1 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届（以下「登録届」という。）は、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、その事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。
 なお、当該提出については、対象労働者雇用事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。
- 2 登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日後1ヵ月以内に行うことが必要です。
- 3 登録届の記載に当たって、
 - (1) 「1対象労働者雇用事業所」、「2対象労働者」、「3職業紹介事業者」の各記入欄又は記入枠及び「3職業紹介事業者」欄下に記載を行ってください。「※安定所記載欄」には記載を行わないでください。
 - (2) 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記載してください。
 - 大きい枠
 - ・ 漢字、ひらがな、カタカナ又はアラビア数字の標準字体により記載してください。
 - ・ 小さい字を記入する場合には、文字記入枠の下半分に記入してください。（例：つ→

つ

）
 - ・ 濁点及び半濁点は、前の文字に含めて記入してください。（例：が→

が

、ぱ→

ぱ

）
 - 小さい枠
 - ・ カタカナ又はアラビア数字の標準字体により記載してください。
 - ・ カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として記入してください。（例：ガー→

ガ	ー
---	---

、パー→

パ	ー
---	---

）
 - (3) 各記入枠は左詰で記載してください。[3]欄、[5]欄、[12]欄、[13]欄、[14]欄、[15]欄の記入枠は、年、月、日、又は日が1桁のときには、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁まで記入してください。
 （例：平成21年10月1日→

2	1	0	0	1
---	---	---	---	---

）
 - (4) [2]欄、[7]欄、[8]欄の記入枠は、ハイフン（-）で区切られた記入枠ごとに右詰で記載してください。この場合、記載する数字のない記入枠は空欄のままとしても差し支えありません。
 - (5) [9]欄は、姓と名の間は1文字分空けてください。
- 4 「1対象労働者雇用事業所」について、
 - (1) [2]欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。
 なお、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「-」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。
 （例：2101000001→

2	1	0	1
---	---	---	---

-

0	0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---

-

--

）
 - (2) [3]欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。
 - (3) [4]欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。
 [4]欄に「2」と記載した場合、[5]欄に具体的な日を記載してください。この際、基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇い入れ日又は雇い入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。
 - (4) [6]欄のFAX番号には、[2]欄に記載した事業所のものを記載してください。
- 5 「2対象労働者」について、
 - (1) [7]欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと同原則として同一の番号です。[8]欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。
 [7]欄と[8]欄は、いずれか一方を記載することで足りる。
 なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「-」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。（例：

4	6	0	1	1	8	*	*	*	*
1	3	0	1	5	4	8	2	1	0

→

1	3	0	1
---	---	---	---

-

5	4	8	2	1	0
---	---	---	---	---	---

-

--

）
 - (2) [7]欄又は[8]欄の記載を行った場合には、[10]欄、[11]欄及び[12]欄を記載する必要はありません。
 - (3) [13]欄の「求職申込日」には、[14]欄の「紹介年月日」及びその直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。
 - (4) [14]欄の「紹介年月日」、[15]欄の「雇入年月日」には、[3]欄の求人に係るものを記載してください。
 - (5) [16]欄の「対象労働者種別」には、取扱いに係る労働者をいずれの対象労働者として職業紹介を行ったものであるか、以下の番号により記載してください。
 （短時間労働者※以外の一般被保険者として雇い入れられるものとして）

01	60歳以上の者	21	重度身体障害者	22	45歳以上の重度障害者以外の身体障害者
02	45歳未満の重度障害者以外の身体障害者	23	重度知的障害者	24	45歳以上の重度障害者以外の知的障害者
03	45歳以上の重度障害者以外の知的障害者	03	中国残留邦人等永住帰国者	04	精神障害者
04	精神障害者	05	母子家庭の母等	06	中国残留邦人等永住帰国者
05	母子家庭の母等	06	中国残留邦人等永住帰国者	07	駐留軍関係離職者（45歳以上）
06	中国残留邦人等永住帰国者	07	駐留軍関係離職者（45歳以上）	08	沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
07	駐留軍関係離職者（45歳以上）	08	沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）	09	手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
08	沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）	09	手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）	10	漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
09	手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）	10	漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）	11	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
10	漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）	11	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）	12	持者（45歳以上）
11	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）	12	持者（45歳以上）	13	港湾運送事業離職者（45歳以上）
12	持者（45歳以上）	13	港湾運送事業離職者（45歳以上）	14	高年齢者雇用開発特別奨励金の対象者
13	港湾運送事業離職者（45歳以上）	14	高年齢者雇用開発特別奨励金の対象者	15	被災者雇用開発助成金の対象者（被災離職者）
14	高年齢者雇用開発特別奨励金の対象者	15	被災者雇用開発助成金の対象者（被災離職者）	16	被災者雇用開発助成金の対象者（被災地居住者）
15	被災者雇用開発助成金の対象者（被災離職者）	16	被災者雇用開発助成金の対象者（被災地居住者）	17	93 被災者雇用開発助成金の対象者（被災地居住者）

 短時間労働者として雇い入れられる場合と同範囲のものが対象労働者となります。短時間労働者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号は、短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号に「30」を加えた番号となります。ただし高年齢者雇用開発特別奨励金の場合は「82」に、被災者雇用開発助成金の場合は「92」および「94」となります。
 ※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。
- 6 「3職業紹介事業者」について、
 - (1) [22]欄の「許可番号」には、職業安定法第32条の3第1項の有料職業紹介事業者及び同法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。職業安定法第33条の2等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者及び船員職業安定法第40条第1項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。
 - (2) [23]欄の「職業紹介事業者名称」は、枠からはみださないように大きめの漢字、カタカナ、ひらがな又はアラビア数字の標準字体により厚生労働大臣又は国土交通大臣の許可又は届出に係る正式名称を記載してください。[23]欄で書ききれない場合、続けて[24]欄に記載してください。
 - (3) [25]欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。
 - (4) [26]欄の「同意対象期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「6職業安定局長が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。
- 7 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇用予約のある者を紹介した場合に、これらの者を雇い入れた事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金が支給されないこととなりますので、十分御留意いただき、「1対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いします。